

30八情個審査答申第1号

平成31年3月20日

八女市長 三田村 統之 様

八女市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小原 清 信

答 申

「諮問書（平成30年12月26日付け30八税納第1981-1号）」による下記の諮問について、八女市情報公開条例（平成14年八女市条例第23号）第27条第1項の規定により、別紙のとおり答申いたします。

記

平成30年11月21日付け30八税第1616-1号の公文書非公開決定に対する審査請求について

答 申

1 審査会の結論

八女市長（以下「実施機関」という。）の行った公文書非公開決定は妥当である。

2 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

審査請求人が平成30年11月13日付けで八女市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき行った「平成29年度中に行われた預貯金差押の調書及び差押を受けた人の預貯金通帳の内容及び明細が記載されているもの（上位5件）」及び「平成29年度中に動産（搜索）を差し押さえた49件の調書（差押動産がわかる範囲）」の公開請求に対し、実施機関が平成30年11月21日付けで行った非公開決定（以下「原処分」という。）について、これを取消し、公開を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、弁明書に対する反論書、口頭意見陳述、資料で説明している審査請求の理由の要旨については、次のとおりである。

ア 金融機関等の預貯金取引明細書について、特定の個人を識別できないにも関わらず、当該個人の生活や権利を害するおそれがあるとする実施機関の決定は理解できない。市民の知る権利が十分尊重されるよう、条例を解釈及び運用すべきである。

イ 搜索により差し押さえた動産を明かすことで職種等が推測される可能性があるが、当該個人の識別にまではいたらない。また、個人が特定されることを危惧するのであれば、当該箇所を非公開とし、部分公開とすれば足りる。

ウ 「差押決議書兼差押通知決議書」及び「差押調書」は、過去二度に渡り市議会の資料請求において提供された。公開されていたものを、今回公開できないとすることの十分な説明がなく、公開基準が曖昧で、場当たりのものである。

エ 徴収吏員は、納税者の権利を侵さないよう最大限の配慮をすべきである。地方税法や国税徴収法に則った公平で民主的な税務行政を行うべきであり、

滞納処分の手法が明らかになるから公開しないという理由は間違った認識であり、詭弁と言わざるを得ない。

オ 審査請求人は知人から、年金全額を差し押さえられたという相談を受けた。滞納処分において年金を全額差し押さえることは違法であり、各地で違法と思われる滞納処分が行われている。個人情報を守られるべきであるが、情報が適切に開示されなければ、市民からの批判と監視は不可能になり、かえって個人の生活や権利が侵害されるおそれがある。

カ 大阪社会保障推進協議会によると、大阪府では、大阪市をはじめ多くの地方自治体が、差押調書の個人情報のみを消して公開している。同じ法律で動いているのだから、八女市においても非公開ではなく公開すべきである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関が「非公開決定通知書」、「弁明書」、口頭による説明及び口頭意見陳述における審査請求人からの質問に対する回答により主張している内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件公文書の特定について

本件審査請求の対象文書として特定される公文書は、平成29年度の差押額上位5者の預貯金に係る「差押決議書兼差押通知決議書」（以下「本件公文書1」という。）及び当該滞納者の財産調査に係る金融機関等の預貯金取引明細書（以下「本件公文書2」という。）並びに平成29年度の動産に係る「差押決議書兼差押通知決議書」（以下「本件公文書3」という。）である。

本件公文書1・3について、「差押調書」と題する書面については、実施機関が滞納者に対して差押時に交付するものであり、差押後において実施機関は保有しないことから、これに相当するものとして、「差押決議書兼差押通知決議書」と題する書面に特定し、原処分を行った。

(2) 条例第8条第1号（個人情報）に該当

ア 本件公文書には、特定の個人を識別できる情報及び個人の特定はできなくとも、公にすることで当該個人の生活や経済状況が明らかになり、当該個人が目にした場合に著しく不快になるなどその権利を害するおそれのある情報が含まれる。ひいては行政と市民との信頼関係が損なわれるおそれがある。

イ 本件公文書3については、差押動産が公になるため、動産の種類によって

は特定の個人が識別できる可能性があり、当該個人の権利を著しく害するおそれがある。

(3) 条例第8条第4号(事務事業情報)に該当

ア 市が行う滞納処分に係る手法が公になることで、公平かつ適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上の理由により、非公開決定は妥当である。

4 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、次のように審議した。

平成30年12月26日	諮問書及び弁明書收受
平成31年 1月10日	審査請求人に対し、口頭意見陳述及び意見書等の提出の希望の有無の確認
平成31年 1月11日	弁明書に対する反論書收受
平成31年 1月14日	口頭意見陳述申出受理
平成31年 2月 7日	審査請求人による口頭意見陳述
	実施機関に対する調査
	審議①
平成31年 2月 8日	審査請求人による資料收受
平成31年 3月 7日	審議②
平成31年 3月15日	審議③

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、次のように判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書1・3を見分すると、本件公文書1には、滞納者の氏名・住所、滞納金額、差押財産、未納明細、処分理由、第三債務者の氏名・住所等の情報が含まれ、本件公文書3には、滞納者の氏名・住所、滞納金額、差押財産、未納明細、処分理由、検索日時、検索場所、立会人氏名等の情報が含まれていることが認められた。また、本件公文書2は、金融機関等毎に様式が異なるもので、滞納者の財産調査に対する回答として預貯金の出入金記録等が記

載されたものである。

(2) 争点

原処分は、条例第8条第1号及び第4号に該当することを理由になされたものである。これに対し、請求人は、実施機関が非公開とした情報の一部は条例第8条第1号に該当する情報ではない、あるいは仮に同号に該当する情報が含まれているとしても当該情報のみを非公開とすれば個人は識別されず、また個人が識別できない情報について権利利益を守る必要性はないと主張し、さらに同条第4号に該当する情報であるとする実施機関の主張は市民の知る権利を阻害すると主張する。

(3) 条例第8条第1号の該当性について

条例第8条第1号は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別できるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、非公開情報として規定している。

ア 審査請求人は、本件公文書に含まれる差押財産の情報は、公開によって職種の推察はできても特定の個人の識別にはいたらないと主張しており、これに対し実施機関は、職種の特定ができれば、同業者による個人の特定の可能性があるとしている。本件公文書には、滞納者の氏名・住所といった明らかに個人が特定される情報の他、差押の経緯及び状況を示す情報が含まれており、相互に関連して特定の個人を識別できる情報を形成しているといえる。これらの情報を公開することで、差押処分を受けた者の同業者のみならず一般人を基準にしても、個人の特定につながる可能性は否定できない。よって差押財産についても、条例第8条第1号にいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる」個人情報に該当するといえる。

イ また、本件公文書について、実施機関は、名前を伏せることにより個人の特定はできなくても、公にすることで当該個人の生活や経済状況が明らかになり、その権利を著しく侵害するおそれがあり、不信感から実施機関と滞納者との信頼関係にも影響し業務遂行に支障の出るおそれがあると主張してい

る（弁明書では対象を本件公文書2としていたが、口頭による説明にて本件公文書1・3を追加している。）。これに対し、審査請求人は、個人情報に該当する部分のみを非公開とするべきであり、また、特定の個人を識別できないにも関わらず、当該個人の生活や権利を害するおそれがあるとするのは理解できないと主張する。

条例第8条第1号にいう「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利又は利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連するもの及び公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものと解される。

当審査会としては、特定の個人を識別できる情報でなければ第1号該当性が認められないとするものではなく、差押処分を受けた滞納者の正当な利益を害するおそれがある場合には、同条第1号該当性が認められると考える。

本件公文書については、当該滞納者にとっては知られたくない不利益な情報であり、秘匿性が高いといえる。さらに、金融機関等の預貯金取引明細書に記載される出入金の記録や、差押財産については、当該滞納者固有のものであり、個人の生活ひいては人格との関連性が強い情報である。仮に個人を識別できる情報が完全に除外された場合であっても、当該滞納者において、それを無断で公開された場合、単なる不快感に留まらない精神的苦痛を受ける蓋然性が高く、当該滞納者が特定されかねないとの危惧を抱くことによって精神的苦痛を受けるおそれも否定できないことからすると、滞納者の意に反しみだりに公開されない滞納者の正当な利益と解される。

以上のことから、本件公文書は条例第8条第1号に該当すると考えられる。

(4) 条例第8条第4号の該当性について

実施機関が非公開とした情報は条例第8条第1号に該当し、実施機関の非公開決定には理由があると認められるから、さらに条例第8条第4号該当性について判断する必要はない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、実施機関が過去において市議会が求める資料請求に対して当該公文書を提供しており、原処分との矛盾があると主張している。しかしながら、情報公開制度は条例に基づき何人に対しても請求の目的を問わず公

開請求を認める制度であって、市議会の資料請求とは趣旨を異にするものであることから、市議会の資料請求の経緯は当審査会の判断を左右するものではない。

イ 審査請求人は、大阪府では、大阪市をはじめ多くの地方自治体が、差押調書の個人情報のみを消して公開していると主張している。しかしながら、主張の裏付けとなる具体的な事例を示すような資料の提出が認められず、当審査会においては言及しないものとする。

以上の理由により、審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。